

②<<創業>>国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1	仙台市	国家戦略特区「一般社団法人等信用保証制度の適用」におけるセーフティネット保証の新設	特区「一般社団法人等信用保証制度」において、新型コロナウイルス対応を踏まえて、今後の災害時の緊急的な資金需要に対応するため、一般社団法人等に対し、新たにセーフティネット保証を設け、適用すること。	特区「一般社団法人等信用保証制度」は、一般保証枠のみであること（一般社団法人等は、中小企業信用保険法第2条において、中小企業者に定義されていないため、同法のセーフティネット保証の対象外であること。）	国家戦略特別区域一般社団法人等保証制度要綱 (中小企業信用保険法第2条)	一般社団法人等信用保証制度における、災害時の課題に対応するため、要綱等の改定により、一般社団法人等にも適用することのできるセーフティネット保証を新設する。なお、災害時の資金需要への対応であり、金融機関のリスクを低減するためにも、責任共有制度の対象外とする。	経済産業省	仙台市で実施されている「一般社団法人等信用保証制度」は、平成29年度に中小企業信用保険法の対象外となっている一般社団法人について、仙台市、信用保証協会、金融機関、国による応分の負担の下、特例的に保証対象としている。こうした考えに基づくと、金融機関の負担をゼロとする新たなセーフティネット保証の設置は関係機関の応分の負担にそぐわないと考える。	本市提案は、平時ではなく災害時における特例創設であり、災害時には平時と異なる負担割合の考え方があってよいと考える。①一社法人に関しては、災害時のSN保証は不要とお考えか。②①でSN保証が不要とは考えない場合、貴省としては、いかなる負担割合が一社法人向けSN保証において「関係機関の応分の負担」とお考えか。③「保証制度」と同じ負担割合が「応分の負担」であるとお考えになる場合、中小企業等に関しては平時と異なる負担割合に基づき災害時のSN保証制度が設けられているにもかかわらず、一社法人に関しては、平時と災害時で同じ負担割合が「応分の負担」であるとお考えになる理由は。	経済産業省	○ ご指摘の一般社団法人等に対する災害時のセーフティネット保証の必要性については、実際に自然災害等の突発的事象によって経営に支障が生じており、一般保証では対応できない案件としてどのような事例がどの程度あるのか、ご教授いただきたい。 ○ なお、仙台市で実施されている「一般社団法人等信用保証制度」は、国家戦略特区制度を活用し実施されているところ、国家戦略特区制度は、平時において大胆な規制・制度改革を施行し、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を創出することを目的に創設されている。また、国家戦略特区基本方針には、その基本的考え方において、「国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について…その成果を全国に広げていくことが必要」とされているところ。こうした考えに基づくと、平時における先進的な取り組み事例を発掘・創出することで、ひいてはその有用性による全国展開を目指すにあたっては、危機時における金融機関の負担をゼロとする新たなセーフティネット保証の設置は本来的な目的にそぐわないと考える。 ○ 仮に仙台市においてニーズがある場合、災害時の対応として、例えば、仙台市において金融機関の負担分に対する補助を行うなどの対応も考え得るが見解如何。